届出

公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定 より 報 酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

鹿屋市長選挙

令

和

八

年

月

日

郎

鹿屋市選挙管理委員会委員長 森田 章作 様

記

	1	1		1				1		
							丁川	丙野	乙山	氏
							月子	郎	一子	名
							△△町□□番××号鹿児島県鹿屋市	◇◇町××番△△号鹿児島県鹿屋市	○原金屋	住
							26	29	22	年齢
							女	男	女	性別
							手話通訳	事務員	車上運動員	使用する者の別
							<ul><li>令和○年○月○日</li><li>令和○年○月○日</li></ul>	<ul><li>令和○年○月○日</li><li>令和○年○月○日</li></ul>	<ul><li>令和○年○月○日</li><li>令和○年○月○日</li></ul>	使用する期間
										備
										考

三 と員れ務 が 届 た届候 する員「 け既 だけ補し出者 ると自使 出に る届 `る本 場け 専車 `す 候場人 合出 ら又専る 補合が 手はら者 にた 話船公の 者に届 お者 本あけ 通舶職別 いに 人つ出 てつ 訳の選し のてる はき の上挙の 署は場 たに法欄 名委合 めお第に そそ そ任に のの にけ百は の状あ 旨者 使る四 他のつ をに 用選十選 の提て 一係 す挙一挙 措示は 備る る運条運 置又本 者動第動 考使 一用 がは人 にの一の あ提確 あた項た 欄す る出認 にる つめのめ 場を書 記期 てに規に 合行類 は使定使 載間 はうの す中、 一用に用 この限りによってと。 提示又は る 手すよす もそ 話るりる のの 通者選事 と者 訳に挙務 で 提 すに 者あ運員 は 出 る代 」っ動に な え を、 とてのあ 1 7 記はたつ そ 載一めて 異 な す車には  $\mathcal{O}$ 代 る上使 る

理人

者

も運用「の動さ事